|  |
| --- |
| 条　例　改　正　の　概　要 |
| Ⅰ　条例名  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害　福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  《改正理由》  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）の一部　　改正（平成29年2月9日公布）に伴い、所要の改正を行うもの。  《改正内容》  １．指定就労継続支援A型事業(※)における適正な運営のため、障害福祉サービス　　事業所に係る運営に関する基準を追加する。  （１）生産活動に係る収入から活動経費を控除した額が利用者に支払う賃金以上と　なること。  （２）利用者に支払う賃金及び工賃について、原則として自立支援給付費から充当　　しないこと。  （３）利用者の希望を踏まえた就労の機会を提供すること。  （４）生産活動の内容や利用者の賃金及び工賃等に関する運営規程を定めること。  ２．その他所要の規定の整備を行う。  ※就労継続支援A型事業  企業等への就労が困難な障害者に対して、雇用契約に基づき、一般就労を目指した生産活動の機会の提供や知識・能力向上のための訓練などを行う事業。  《施行期日》  公布の日  Ⅱ　関連条例（上記条例と併せて改正）  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）の一部改正（平成29年　2月9日公布）に伴い、所要の改正を行うもの  《改正内容》  １．就労継続支援A型事業における適正な運営のため、障害福祉サービス事業所に　　係る運営に関する基準を追加する。  （１）生産活動に係る収入から活動経費を控除した額が利用者に支払う賃金以上と　なること。  （２）利用者の希望を踏まえた就労の機会を提供すること。  （３）生産活動の内容や利用者の賃金及び工賃等に関する運営規程を定めること。  ２．その他所要の規定の整備を行う。  《施行期日》  公布の日  （参考）ⅠとⅡの違い  事業所として運営するために満たすべき基準について、Ⅰの条例は指定基準、Ⅱの条例は　最低基準となっており、障害福祉サービス事業所は、両基準を満たし、県の指定を受けた場合、自立支援給付費が支給される。  ※平成29年6月1日現在、県内の障害福祉サービス事業所は全て県の指定を受けている。 |

資料１－１